

## 意見書の内容に対する市の考え方

※「意見の内容」については、原文のまま掲載しておりますが、固有名詞など本人や企業等が特定される場合や回答の都合上、付番（①など）させていただく場合は、一部加筆修正している箇所があります。

意見者	意見の内容	市の考え方
A氏	<p><b>【要望の対象】</b> 山際交差点北西角の隅切整備の件。</p> <p><b>【要望の概要】</b> この場所は、狭い歩道が交差する地点であり視通がありません。そのため道路改良により大きめの隅切整備を要望します。</p> <p><b>【要望の詳細】</b> 通過する歩行者や自転車に取って注意すべき要素が多く通過車両の挙動や信号機の確認があり、角の向こう側から突然現れる歩行者や自転車への事前の警戒が出来ない。 そこで、この地点の道路隅切を大きく取る、もしくはポケットパークとして整備すれば交差点での歩行者、自転車の衝突事故を防ぐ事が出来ると考えます。 以上、ご検討をお願い致します。</p>	<p>歩道及び交差点の整備においては、今後計画を進めていく中で警察とも協議を行い、より安全に利用できるよう検討させていただきます。</p>

意見者	意見の内容	市の考え方
B氏	<p>北部地区公園の都市計画素案について、私は農地を貸している者ですが、当北部地区公園の都市計画素案は借受人にも説明されているのでしょうか。説明をしておいて下さい。</p> <p>1. 借受人の事業の継続移転地の保障その他説明をお願い致します。</p>	<p>(仮称) 北部地区公園の都市計画変更素案に関しまして、説明会以外で特定の方に対して説明はしておりませんが、説明会の内容につきましては、市ホームページで公開しております。</p> <p>なお、改めて借受人の移転等に関しては、個別に説明をさせていただきます。</p>

意見者	意見の内容	市の考え方
C氏	<p>①昨年来、これと同様の説明会に3度も出席し、計画中の防災機能を備えた公園面積の構想では、大災害が起こった際に狭過ぎるのではないかという意見を強く訴えてきました。</p> <p>にもかかわらず「ここは支援物資の持ち込みと仕分けの場所です」との一点張りで、訴えてきた意見が検討・反映されることは一切なく現在に至っています。</p> <p>②短期間で復興できる災害規模ならまだしも、東北地方や能登半島のように長期にわたる大惨事となった場合には、支援物資を分配するターミナルだけでは済まないはずで</p> <p>小・中学校や公民館を長期に使用することは、教育や公的業務の支障という別の問題も発生し、仮設住宅建設という考えも視野に入れておく必要があるのではないのでしょうか。2019年に本土へ上陸した台風19号による相模川の増水は、想定をはるかに上回り、依知地区相模川右岸の堤防内側住宅地に避難命令が出されたことは、記憶に新しく、今でも脳裏に焼き付いています。家屋の流失等、最悪の事態に至らなかったことは不幸中の幸いといえます。</p> <p>関東大震災以来、約100年が経過し、いつ大災害が起きてもおかしくない時期にきています。</p> <p>東北地方を襲ったかつてない大</p>	<p>①滞在を想定する避難所は依知北及び依知南地区には、上依知小学校、北小学校、藤塚中学校、依知小学校、依知南小学校、依知中学校及びあつぎ郷土博物館を指定しており、想定避難人数が避難できる規模は確保されていることから、公園は物資供給・集積拠点として整備する計画となっております。</p> <p>②避難所は、災害直後における混乱時に避難しなければならない方を、一時的に受け入れるためのものであり、その期間も短期間に限定されております。</p> <p>そのため、市は県や関係機関と連携し、応急仮設住宅への入居や公営住宅等への一時入居、民間アパート等の活用を検討することとしており、応急仮設住宅用地として、戸室ハイツ広場を計画に位置付けております。</p> <p>相模川上流のダムにつきまして、管理者に確認したところ、国が管理する宮ヶ瀬ダムや県が管理する相模ダム、城山ダムについては、ダムの構造の技術的基準を定めた河川管理施設等構造令に基づき、関東大震災クラスの地震に対して適切な安全性を確保した設計となっており、適切な維持管理がなされていると伺っております。</p> <p>また、台風19号では、城山ダムの計画規模を超える降雨により、異常</p>

<p>規模な地震で大津波が発生し、安全といわれた福島原発までもが被災して大爆発を起こす大惨事となりました。未だに取り返しのつかない結果となっていることは言うまでもありません。10年以上経った今でも、一部の避難住民は故郷に戻れず苦しみ続けています。</p> <p>話題は変わりますが、この地区を流れる相模川上流には2基の大きなダムがあり、特に相模ダムは操業開始以来80年が経過し老朽化が進んでいると推測され、大地震による決壊リスクも想定しなければならない時期にきていると予測します。</p> <p>万が一のことが起これば、その下流の城山ダムも二次被害を受け、結果、その下流の流域では、大水害が発生することを視野に入れておかなければなりません。</p> <p>当地区でも予想を上回る家屋の流失や倒壊等が想定され、復興までには長い時間がかかるのではないかという懸念があります。</p> <p>中津川水系の宮ヶ瀬ダムにも同様のリスクがあり、中津川左岸堤防内の住宅地にも同じことがいえま</p> <p>す。</p> <p>このようなことを想定しながら、将来の防災に備えることは行政の役割ではないでしょうか。</p> <p>そのため、現行計画中の防災公園の隣接地を、仮設住宅建設用の用地として市が確保しておき、大災害時に備えていただくことをここに提案させていただきます。</p> <p>平常時には、各種の屋外スポーツができる更地のグラウンドとして</p>	<p>洪水時防災操作(緊急放流)が実施されましたが、神奈川県では、このようなことをできる限り回避するため、事前放流の導入や洪水調節に係るダム操作方法の見直しを行い、ダムの洪水調節機能を強化し、異常洪水時防災操作(緊急放流)のリスクを減らしています。</p>
---	--

<p>利用（維持管理費もそう高くはないでしょう）すれば、市民の健康維持にも役立つはずです。</p> <p>この依知・川入地区には、まとまった広い場所はここにしかありません。</p> <p>現在、これと並行して計画されている区画整理事業が具現化した場合には、地権が第三者に移ってしまい、災害時の逃げ場として利用できる場所は、私有農地を除き殆ど皆無となってしまいます（利用できる広い場所は、被災リスクのある水田地帯だけです）。</p> <p>③今の段階で高い視野での見直しを検討しておけば悔やむことも、時の行政による計画を批判されることもなく、まだ間に合う最後のタイミングにきていると思います。</p> <p>時間をかけて決めてきた計画を見直すことは、面倒で非常に厄介なこととは思いますが所詮、机上の再検討と、より突っ込んだ議論だけで済むはずです。</p> <p>本事業に関係する時の市長さんや選挙で選ばれた地元市会議員の皆様方、および厚木市の職員の方々にとっても今のところ、一過性の協議・決定事項であり、所属が変われば何の責任が生ずることもないし、後ろ指をさされることもないでしょう。</p> <p>むしろ速やかに事業を進めることが彼らの命題であり、それが手柄として評価されるようでは当該住民にとってはたまったものではありません。</p>	<p>③公園については、都市公園法施行令において、市町村区域内に対して一人あたり 10 平方メートル以上が整備水準となっておりますが、令和 7 年 5 月 1 日現在、厚木市全体では一人あたり 9.42 平方メートル、依知地区においては、一人あたり 1.24 平方メートルと低い水準となっております。市民の憩い、安らぎの場及びレクリエーションの拠点として、依知地区に公園を整備する必要があり、また厚木市地域防災計画等において、市域北部には防災機能を備えた公園整備が必要と位置付けられています。</p> <p>計画地は、高台で洪水や液状化の危険性がなく、第一次緊急輸送道路である国道 129 号にも面していることから公園計画を進めてまいりました。</p> <p>規模については、災害時及び平常時に必要な施設や動線等も検討した上で充足した面積となっております。</p>
--	--

<p>④地権者の意見を聞き入れることもなく、関係者だけで一方的に決めた計画で突っ走ることだけはお止めください。</p> <p>当地区住民には、末代まで影響する深刻な課題であることを念頭におき、慎重に慎重を期して今後の舵取りを続けていただくことが公務員としての役目です。</p> <p>また当該地区地権者だけを対象とした事前説明会だけではなく、事業決定をする前に、地域住民全体を対象とした意見交換会を開催すべきではないでしょうか。</p> <p>市の広報による事後報告で済ませるような内容ではないことをご理解ください。</p> <p>孤立する可能性がある相模川と中津川に挟まれた厚木市のこの北部地区、もう少し予算を投入して将来に備える必要があると考えることは間違いでしょうか。</p> <p>市財政の収入源ばかり優先的に考えたり、立派な市庁舎を建てたりすることも大事なことです。次世代への備えをしておくことも行政の方達と、この地に住む我々年輩世代住民の役目です。</p> <p>この意見や、その他の方から提出された意見書をあらためて議会で取り上げ、是非皆さんと深い協議して頂ければと強く願うばかりです。</p> <p>尚、本意見書が必ずあて先の山口</p>	<p>す。</p> <p>今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p> <p>④公園整備については依知南及び依知北自治連協議会より早期の公園整備の要望をいただいております。</p> <p>また(仮称)北部地区公園整備検討会では依知北、依知南の自治会連絡協議会会長、中平及び長坂自治会長、依知北及び依知南地区館長、防災指導員、青少年健全育成会、民生委員及び防災士の合計10名で組織し、地元の意見を取り入れるため、市民アンケートの結果やオブザーバーとして参加いただいた大学の先生にも意見をいただき、公園施設を検討してまいりました。</p> <p>今後につきましても、皆様の意見を伺いながら設計を進めてまいります。</p>
---	--

	<p>市長さんの目に届くようご配慮いただけると幸甚に存じます。</p> <p>以上、ご検討の程よろしく申し上げます。</p>	
--	--	--

意見者	意見の内容	市の考え方
D氏	<p>①令和6年8月に行われた山際北部地区公園の住民説明会において、以前この公園の計画に携わっていたという元自治会長の方から「今の計画は、当時の計画と異なっていて、広さが半分以下になり、当時は地下もあった」との発言がありました。また自治会長の方々からも、狭いという意見、さらに公園の位置や形、道路の接続等について、もっと検討するべきとの意見がありました。</p>	<p>①平成16年3月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに約10ヘクタールの（仮称）北部地区総合公園を位置付けましたが、平成22年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となったことから、公園の位置や規模を見直し、平成29年10月に改定した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の（仮称）北部地区公園として位置付けられています。</p> <p>公園については、都市公園法施行令において、市町村区域内に対して一人あたり10平方メートル以上が整備水準となっておりますが、令和7年5月1日現在、厚木市全体では一人あたり9.42平方メートル、依知地区においては、一人あたり1.24平方メートルと低い水準となっており、市民の憩い、安らぎの場及びレクリエーションの拠点として、依知地区に公園を整備する必要性があり、また厚木市地域防災計画等において、市域北部には防災機能を備えた公園整備が必要と位置付けられています。</p> <p>計画地は、高台で洪水や液状化の危険性がなく、第一次緊急輸送道路である国道129号にも面していることから公園計画を進めてまいりました。</p> <p>規模については、災害時及び平常時に必要な施設や動線等も検討した上で充足した面積となっております。</p>

<p>②しかし厚木市は決定していると主張し、住民の意見を聞こうとしていません。この厚木市の対応については疑問を感じます。厚木市は計画について、地元の有識者を入れた検討会でも話をしているとの説明をしていますが、その検討会は依知地区の自治連協議会の会長2名の他、自治会長数名、公民館長、防災指導員、青少年健全育成会、防災士など計10名で構成されたというものの地権者や特に地域住民には、内容が全く伝わっていない状況で、理解や合意形成もなされていない状況と思われます。この防災公園の整備は市税を投入し、実施される事業です。であるならば地域住民の意見や要望をきちんと聞き、合意形成をした上で決定するべきであると考えます。</p> <p>③説明会では災害が起こった場合の避難場所は学校等であり、既に十分足りているため、この公園は緊急支援物資の仕分けをする場だと説明されていますが、地権者、地域住民の理解や賛同が得られていない計画を見直して頂きたいと要望します。</p>	<p>②公園整備については依知南及び依知北自治連協議会より早期の公園整備の要望をいただいております。</p> <p>また(仮称)北部地区公園整備検討会では依知北、依知南の自治会連絡協議会会長、中平及び長坂自治会長、依知北及び依知南地区館長、防災指導員、青少年健全育成会、民生委員及び防災士の合計10名で組織し、地元の意見を取り入れるため、市民アンケートの結果やオブザーバーとして参加いただいた大学の先生にも意見をいただき、公園施設を検討してまいりました。</p> <p>今後につきましても、皆様の意見を伺いながら設計を進めてまいります。</p> <p>③滞在を想定する避難所は依知北及び依知南地区には、上依知小学校、北小学校、藤塚中学校、依知小学校、依知南小学校、依知中学校及びあつぎ郷土博物館を指定しており、想定避難人数が避難できる規模は確保されていることから、公園は物資供給・集積拠点として整備する計画となっております。</p>
--	--

意見者	意見の内容	市の考え方
E氏	<p>公園規模での具体的な内容が明確でない。例えば、</p> <p>①被災時の収容可能な人数、地域範囲（愛川町）上依知から金田まで住人を含み、一般の通交避難者などの数と車台数、備蓄品容量等の想定可能数を具体的に</p> <p>②被災時の体制や各地区の自主防災隊と連携を現在避難所運営方法の見直しを検討しているのか</p> <p>③4.2haは標準規模だという理由説明を</p> <p>④公園設備から土地区画整理では</p>	<p>①滞在を想定する避難所は依知北及び依知南地区には、上依知小学校、北小学校、藤塚中学校、依知小学校、依知南小学校、依知中学校及びあつぎ郷土博物館を指定しており、想定避難人数が避難できる規模は確保されていることから、公園は物資供給・集積拠点として整備する計画となっております。</p> <p>備蓄品の容量については、現在の備蓄量であっても不足はありませんが、物資供給・集積拠点を整備することで、市内全域に円滑に物資の供給が可能となります。</p> <p>②各避難所運営委員会では、平時から避難所の開設を想定した訓練や体制整備を行っておりますが、災害発生時、避難所運営委員会のメンバーが揃わないことも想定されるため、避難所に避難してきた方が、自主的に避難所を開設できるように手順をまとめた指示書を準備するなど、運営方法の見直しを検討しております。</p> <p>③規模については、災害時及び平常時に必要な施設や動線等も検討した上で充足した面積となっております。</p> <p>④当初、山際北部地区の準備委員会</p>

<p>なく、なぜ公共事業で考えないのか</p> <p>○山際北地区の残りの都市計画地域と公園とを合わせて土地を短冊状に区画して後に土地売買などと共に開発するのか</p> <p>○この公園は減歩で考えると緑地・公園・道路・売地などとして捉えると北地区全体での減歩率は低く抑えられ地権者の為になるのでは</p> <p>○進め方が別だと公園対象地区と残りの地区の地権者格差が顕著になるのでは</p> <p>など想定具体値を提示して素人にわかる説明をお願いします。</p>	<p>において土地区画整理事業で公園用地を創出する様々な案を検討した結果、実現性の高い案を見いだすことができなかつたことから、土地区画整理事業と公園事業を分離する「新たな案」を検討する必要があると判断され、市に対して当該公園計画の検討要望があり、いつ発生してもおかしくない災害に対応するため、当該要望を受けたところでございます。</p> <p>(仮称)北部地区公園は、市民の皆様の憩いの場となり、防災機能を備えた公園であることから一日も早く整備する必要がある事業であり、公共事業として用地買収方式で実施する計画となっております。</p> <p>なお、(仮称)北部地区公園の整備事業は、土地区画整理事業から分離したことから減歩はありません。</p>
--	---

意見者	意見の内容	市の考え方
F氏	<p>依知地区に都市計画公園が必要な理由として、災害の際に防災機能を備えた公園整備が必要であるとされています。市内のぼうさいの丘公園と荻野運動公園を挙げ説明されました。この2つの公園と(仮称)北部地区公園の計画を比較すると下記の違いが大きいのではないかと考えます。</p> <p>①公園の面積について、4haほどの地区公園であること。            防災公園として知らされ、始まった計画が、土地区画整理事業を加えることにより、半分以下の地区公園となることは、残念でなりません。10ha前後の広さの前記2公園とは、差があるのではないのでしょうか。            昨年8月の説明会でも公園面積が狭いとの声がありました。依知北と依知南の方から公園要望書が提出されていると考えると狭さに疑問を感じます。</p> <p>②災害時に物資置き場、駐車場、ヘリポート等が必要なら、避難場所は、ごく限られてしまうと考えます。</p>	<p>①平成16年3月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに約10ヘクタールの(仮称)北部地区総合公園を位置付けましたが、平成22年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となったことから、公園の位置や規模を見直し、平成29年10月に改定した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の(仮称)北部地区公園として位置付けられています。</p> <p>②滞在を想定する避難所は依知北及び依知南地区には、上依知小学校、北小学校、藤塚中学校、依知小学校、依知南小学校、依知中学校及びあつぎ郷土博物館を指定しており、想定避難人数が避難できる規模は確保されていることから、公園は物資供給・集積拠点として整備する計画となっております。</p>

<p>③周辺環境として、今後、以南 35ha が工業専用地域になる計画があること。</p> <p>前記 2 公園の周辺は地図をみるとゴルフ場、農地が多い環境です。現在、当地区は、土地区画整理事業が検討され、市・一部地権者・業者の 3 者で話し合われています。現在の農地であることとは、甚だしく環境が変貌します。このことでも不安をおぼえます。</p> <p>④2018 年、山際土地区画整理事業の都市計画素案の説明会開催時には、回覧板で周辺住民に案内があり、数十通の意見書が出されたと記憶しています。ご意見を聞かせてくださいという説明会でしたので、前回のように回覧板等による周知を考えていただきたかったです。</p> <p>⑤2024 年 8 月依知南公民館での説明会にて、下川入 1 部自治会長さんから 2 度も下川入方面から公園へ行く道について質問がされ、市の回答は造らないとのことでした。周辺住民としては、何故造らないのか、納得のいくご回答をいただきたいと思う所存です。</p> <p>以上、ご検討のほど、よろしくお願いたします。</p>	<p>③厚木市都市計画マスタープランでは、「関口・山際地区の市街化調整区域は、東部拠点として計画的な土地利用の誘導を図るとともに、都市的な土地利用への転換だけでなく、自然環境との調和・連携を図り、農地を含む自然的な土地利用の活用など、地域特性に応じた土地利用の検討を進めます。」と位置付けており、市としても工業地としての需要があると認識している一方で、市街化区域編入を伴う事業を実施する場合は周辺の住環境等に対する配慮として、危険物の取扱量が多い工場の立地制限や壁面後退、高さ制限等を設ける必要があると考えております。</p> <p>④今回の説明会の周知につきましては、市ホームページや広報あつぎで行ったほか、依知北及び依知南の公民館だよりでも周知を行ってまいりましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>⑤(仮称) 北部地区公園から下川入方面へ向かう道路につきましては、厚木環状 4 号線として都市計画決定された都市計画道路があります。</p> <p>都市計画道路については、「あつぎの道づくり計画」に基づき整備を進めておりますが、当該道路については整備を推進する路線等として位置付けがないため、現在のところ整備予定はありません。</p> <p>今後の道づくり計画の見直しの際に、当該道路の整備について検討し</p>
---	---

		てまいります。
--	--	---------

意見者	意見の内容	市の考え方
G氏	<p>厚木市住みよいまちづくり条例によると「第 17 条 2 (3) 当該まちづくり推進計画の内容が土地利用の制限に関するものである場合には、当該土地利用の制限を受ける者の意見が十分に反映されていること。」との記載があります。</p> <p>①過去から説明会に出ておりますが、令和 3 年からの山際北部地区準備委員会の説明会では、厚木市、コンサルタント会社、山際北部地区の準備委員会会長が一方的に話をするだけで、詳しい説明が全くないまま、地権者の意向も聞かないまま、令和 3 年 12 月 21 日の第 20 回準備委員会で、厚木市に公園の位置や規模等を早期に決めていただくよう要望したと「令和 4 年 3 月発行の山際北部地区準備委員会だより」に記載がありました。</p> <p>そして、第 20 回準備委員会の後に地権者にアンケートによる意向調査用紙が送付されました。</p> <p>そのアンケートでは、土地区画整理事業について、「ご自身の土地が土地区画整理事業の検討区域に該当した場合、土地区画整理事業の検討を進めることについて、どのように考えていますか。」の問いに、検討を進めて欲しくない 12%、分からない 19%、未回答 2%、未提出 28%で、検討を進めて欲しい 39%に対して、進めて欲しくない、分からない、未回答が 61%もありました。</p> <p>また、公園事業について、「御自身の土地が公園事業区域に該当し</p>	<p>①当初、山際北部地区の準備委員会において土地区画整理事業で公園用地を創出する様々な案を検討した結果、実現性の高い案を見いだすことができなかつたことから、土地区画整理事業と公園事業を分離する「新たな案」を検討する必要があると判断され、市に対して当該公園計画の検討要望があり、いつ発生してもおかしくない災害に対応するため、当該要望を受けたところでございます。</p> <p>なお、準備委員会が実施した郵送によるアンケート調査につきましては、「新たな案」の実施の是非を問うものではなく、検討の参考とするためのものであったと認識しております。</p>

<p>た場合、用地買収に協力する考えはありますか。」の問いに、土地を売却したくない 8%、判断できない 26%、未回答 3%、未提出 28%で、土地を売却しても良い 35%に対して、土地を売却したくない、判断出来ない、未回答が 65%もありました。これは、第 20 回準備委員会後から令和 4 年 3 月に行われた意向調査の結果です。</p> <p>このような状況下で、地権者の意向調査を行う以前に開催された第 20 回準備委員会で厚木市に公園の位置や規模等を早期に決めていただくよう要望したということは、準備委員会の拙速に過ぎる決定だったと言わざるを得ません。</p> <p>②また、令和 6 年 8 月に行われた山際北部地区公園の住民説明会において、以前この公園の計画立案に携わっていたという元自治会長の方から「平成 25 年に依知地区に公園を作ることになり、1 年ちょっと協議して図面が出来た。その時に厚木市の説明が、大型ヘリコプターは、防災公園に止められないと言われ、北小学校と依知小学校がある為に（北部公園は）小型ヘリコプターになった。前には地下室もあり、地下へ避難するんだと。面積も今その時の半分以下になったのかな。その当時の図面を無にしないで、依知地区全体が災害時に行くので、その時できるだけ広く取れば取るようにするよと返事が返ってきたようなことを覚えています。」との発言があり、公園の広さも、計画内容も大</p>	<p>②公園については、都市公園法施行令において、市町村区域内に対して一人あたり 10 平方メートル以上が整備水準となっておりますが、令和 7 年 5 月 1 日現在、厚木市全体では一人あたり 9.42 平方メートル、依知地区においては、一人あたり 1.24 平方メートルと低い水準となっており、市民の憩い、安らぎの場及びレクリエーションの拠点として、依知地区に公園を整備する必要があります。また厚木市地域防災計画等において、市域北部には防災機能を備えた公園整備が必要と位置付けられています。</p> <p>計画地は、高台で洪水や液状化の危険性がなく、第一次緊急輸送道路である国道 129 号にも面していることから公園計画を進めてまいりました。</p>
--	--

<p>大きく変貌しているとの指摘がありました。また、自治会長の方々からも、狭いという意見や、公園の位置や形、道路の接続等についてもっと見直していただきたいという意見があったと思います。</p> <p>③第1回説明会と言いながらも、厚木市はこれで決定だと発言し、出席した住民は、まだ1回目の説明会であり、工事も始まっていないのに、住民の意見を全く聞こうとしない厚木市の説明会に驚きを隠せませんでした。同じく令和6年8月に開催された地権者を対象とした説明会でも、もっと計画を検討した方が良いという意見が出ていましたが、厚木市は耳を傾けることはありませんでした。</p> <p>このような状況下で、令和7年4月16日に「(仮称)北部地区公園の都市計画素案に関する説明会」が行なわれましたが、地権者の方々はまだまだ理解をされていない状況であり、厚木市も交渉の優先順位も決まっていないとの回答をされており、計画についても十分に周知がなされている状況ではないことが伺えました。</p> <p>厚木市は、面積等は、地元の有識者を入れた検討会でも話をさせていただいたと説明していましたが、その検討会は、依知北、依知南の自治連協議会の会長2名が参加し、他には自治会長数名と地区館長、防災指導員、青少年健全育成会の方々、防災士など、合計10名で組織した</p>	<p>規模については、災害時及び平常時に必要な施設や動線等も検討した上で充足した面積となっております。</p> <p>今後におきましては、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p> <p>③公園整備については依知南及び依知北自治連協議会より早期の公園整備の要望をいただいております。</p> <p>また(仮称)北部地区公園整備検討会では依知北、依知南の自治会連絡協議会会長、中平及び長坂自治会長、依知北及び依知南地区館長、防災指導員、青少年健全育成会、民生委員及び防災士の合計10名で組織しており、地元の意見を取り入れるため、市民アンケートの結果やオブザーバーとして参加いただいた大学の先生にも意見をいただき、公園施設を検討してまいりました。</p> <p>今後につきましても、皆様の意見を伺いながら設計を進めてまいります。</p>
--	---

<p>メンバーで構成されているというものの、他の多くの自治会長、地権者、住民には、内容が(最初の計画から変更されたということも含めて)全く伝わっていない状況で、理解も、合意形成もされていない状況にあると思います。</p> <p>このような状況で、都市計画決定をしてしまうというのは、次期尚早と言わざるを得ません。</p> <p>④「(仮称)北部地区公園の都市計画素案に関する説明会」の資料2頁に「厚木市では、都市計画の決定や変更の素案を作成する際は、住民説明会を開催し、皆様から御意見をいただいております。」と記載がありますが、過去の説明会や意向調査でいくら意見を述べても、厚木市が全く受け付けない状況だったので、この「御意見をいただいております」という記載は、形式的に意見を聞いたに過ぎず、実態は、厚木市住みよいまちづくり条例の「第17条2(3)当該土地利用の制限を受ける者の意見が十分に反映されていること。」という条文からはかけ離れた状況にあると言わざるを得ません。</p>	<p>④厚木市住みよいまちづくり条例第17条第2項第3号では、「当該まちづくり推進計画の内容が土地利用の制限に関するものである場合には、当該土地利用の制限を受ける者の意見が十分に反映されていること。」が規定されており、まちづくり市民組織が基本計画に提案する際の条文になっています。</p> <p>この度、開催しました「(仮称)北部地区公園の都市計画素案に関する説明会」は、厚木市住みよいまちづくり条例第19条の規定に基づき開催しております。</p> <p>第19条では、「市長は、本市が定める都市計画（神奈川県が決定しようとする都市計画と関連して、一連の的行われる都市計画及び地区計画等に関する都市計画を除く。）の案の内容となるべき事項（以下「原案」という。）を作成するときは、住民等の意見を反映させるため住民説明会を開催しなければならない。ただし、都市計画の名称の変更その他軽易な変更と認められるものについては、この限りでない。」と規定しており、皆様からのご意見をできる限</p>
---	---

<p>⑤加えて、「(仮称)北部地区公園の都市計画素案に関する説明会」の資料 31 頁に、都市計画による建築制限とありますが、都市計画決定、第 53 条による効力という言葉の記載が有り、続けて、事業認可、第 65 条による効力という言葉の記載があります。この部分で、なぜ第 53 条の説明が記載されていないのでしょうか。資料に記載が無く、説明会で説明も無かった為、厚木市のホームページを見たところ「階数が 3 階以下」と記載されていました。ところが国土交通省のホームページを見ると「2 階以下」と記載されています。都市計画決定後、区域内での建築物の建築を行おうとする者は、知事又は市長の許可が必要で、第 65 条になると第 53 条よりも厳しい規制との記載が有り、移転・除去が容易なものの建築行為であっても許可されない場合がありうることも書かれていました。</p> <p>さらに「公拡法」(公有地拡大推進法)というものがあり、これも調べると、「行政側が土地を優先的に取得することができる法律があるため事前届け出が必要」となっていました。「都市計画道路や都市計画公園などの区域内に敷地の一部がかかっている場合は、計画決定の段階でも「公拡法」の届出対象になります。届出後は行政からの通知があるまで譲渡制限が発生するので注意が必要で、届出をせずに土地を有償で譲り渡した場合、50 万円以下</p>	<p>り反映した計画にしてまいります。</p> <p>⑤都市計画法第 53 条の説明については説明がございませんでした。お詫びし、詳述いたします。</p> <p>(仮称)北部地区公園の計画地については、市街化調整区域であるため、原則として建物の建築が制限される区域であり、開発許可の基準に適合した建物しか建築することができません。</p> <p>この制限において、都市計画法第 53 条は、都市計画施設(公園など)の区域内における建築物の建築に一定の制限を設け、将来の事業の円滑な施行を確保することを目的としており、その区域内で建築物の建築をする場合は市長の許可を受けなければならないとされています。</p> <p>本市では、「厚木市都市計画法第 53 条許可取扱基準」を設置しており、階数が 3 階以下で、かつ、地階を有しないこと(地階における附属建築物の自動車車庫のための施設で、取扱基準で定める要件に該当するものについては、この限りではない。)や、主要構造部(建築基準法第 2 条第 5 号に定める主要構造部をいう。)が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であることとし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであることを許可基準としております。</p> <p>(仮称)北部地区公園の事業については、都市計画決定がされた後、事業認可を申請し、認可後に用地を取得していくこととなりますが、都市計画決定から事業認可までの期間が短</p>
--	--

<p>の過料に処せられる場合がある。」と知り、大変驚きました。</p> <p>このようなことが「(仮称)北部地区公園の都市計画素案に関する説明会」の資料に記載されることもなく、都市計画素案に関する説明会は勿論のこと、過去の説明会でも、一度たりとも説明を受けることなくここまで話が進んで来てしまったことに大変驚いています。</p> <p>よって、このような厳しい法規制を受ける土地利用について、地権者、地域住民の理解と承諾が全く得られていない状況である以上、今回の都市計画決定手続きは断念していただきますよう強く要望致します。</p> <p>このまま地権者、地域住民の意向を尊重せずに進めてしまって、後で地権者、地域住民に不利益が降りかかることになったら、それこそ人々の命を守る公園という理念が、本末転倒になりかねない危険性をはらんでいると思います。</p> <p>⑥4月16日の説明会では、災害が起こった場合に人々が避難する場所は学校等であり、すでに十分に足りているので、この公園は緊急支援助物資の搬入や仕分けをする為の場所だという説明が厚木市からありました。幸いにも、この地域の学校、公民館等は国道129号線沿いに点在しており、さらに近年、猿ヶ島から金田方面にわたり物流施設が充実してきておりますので、緊急時の物資の輸送等は近隣の民間会社に協力を要請することも可能なので</p>	<p>いと予測されることや、第65条の規制は、第53条よりも厳しい規制となることから、第65条を中心に説明しました。</p> <p>また、公拡法(公有地の拡大の推進に関する法律)につきましては、都市計画決定がされた後に対象となりますが、事業認可後、都市計画法第66条による事業の公告の日から起算して10日を経過した後は、都市計画法第67条の土地建物等の先買いの対象となります。</p> <p>なお、都市計画法第66条では、事業認可の告示後に、住民の財産に対する制限等について周知等を行うこととなっておりますので、制限等については、改めて説明いたします。</p> <p>今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p> <p>⑥公園については、都市公園法施行令において、市町村区域内に対して一人あたり10平方メートル以上が整備水準となっておりますが、令和7年5月1日現在、厚木市全体では一人あたり9.42平方メートル、依知地区においては、一人あたり1.24平方メートルと低い水準となっており、市民の憩い、安らぎの場及びレクリエーションの拠点として、依知地区に公園を整備する必要がある、また厚木市地域防災計画等において、市域北部には防災機能を備えた公園</p>
--	--

<p>はないかと思えます。</p> <p>⑦私としては、地域住民の避難場所にならない公園の必要性は全く感じず、むしろ食料自給率 30%台の日本にとって、畑は大変貴重なものであり、一度潰したら、元の状態戻すことは極めて困難であることから、市街化調整区域の畑で残すことを強く希望致します。</p> <p>もしも、災害が起こり、近隣の学校等に避難することがあったとしても、安全な食糧が身近に豊富にあるということは、防災の面においても、極めて重要で、必要不可欠な要素と確信しております。また、海老名市のいちごやカーネーション栽培、座間市のひまわり畑のように、この地域特産の農業に力を入れることにより、地域経済の発展にも寄与することが出来るのではないかと思います。</p> <p>素晴らしい自然環境は、地域の宝そのものです。長い先の未来の為、拙速に話を進めることはせずに、今現在、地権者、地域住民の理解と賛同が得られていない計画は見直していただきますよう切に要望致し</p>	<p>整備が必要と位置付けられています。</p> <p>計画地は、高台で洪水や液状化の危険性がなく、第一次緊急輸送道路である国道 129 号にも面していることから公園計画を進めてまいりました。</p> <p>災害時の物資供給・集積拠点として整備することで、依知地区はもちろんのこと厚木市全域の防災機能の更なる向上に努めてまいります。</p> <p>⑦農業につきましては、持続可能な都市農業の振興を目指しており、農業振興地域整備計画に基づき農地の保全を行っていますが、いつ発生してもおかしくない災害に対応するため、防災機能を備えた公園を一日でも早く整備することが重要と考え、計画地は、高台で洪水や液状化の危険性がなく、第一次緊急輸送道路である国道 129 号にも面していることから公園計画地として選定したところです。</p> <p>また、市民の皆様への食の安定供給の確保と持続的な農業振興を図るため、現在、消費者と近いという都市農業の利点を活かした、地産地消の積極的な推進、先端的な技術等を活用した生産性の向上のための支援、農産物の付加価値(ブランド化)向上の取組、担い手への農地の集積集約化、多様な農業者の確保・育成等に取り組んでおります。</p>
--	--

	<p>ます。</p> <p>何とぞ、厚木市長はじめ、副市長、市職員、市議会議員の皆々様のご英断を切にお願い申し上げます。</p>	
--	--	--

意見者	意見の内容	市の考え方
H氏	<p>意見書の提出忘れていて申しわけありませんでした。</p> <p>都市計画すばらしい案だと思います。自分の畑が公園の一部になる事はすごくうれしく思います。</p> <p>①畑にいと、国道の反対側に住んでいる山際の人達の通行が非常に多いのです。意見されていた人もいましたが、国道を渡る手段をもっと考えてほしいと思います。</p> <p>②それから山際交差点にあるコンビニの利用率を考慮して、今のまま交流ゾーンに残してはどうでしょうか。</p> <p>③緑のふれあいゾーンの中に今植わっている木々を利用していただけないでしょうか。私の畑の近くの畑には、昔から「ニッキの木」正式名はわかりませんが、地主さんがたいせつにしていた木があります。</p> <p>④とにかく、スピードアップして早く工事を進めてほしいと思います。畑道を通る人達は、そろって公園の完成時には「自分達はもういない」と言います。工事着工まで畑を荒らしておくのは非常に残念ですし、来年の3月ごろの許可を待つのもいらいらします。ここまで計画してあるのですから邪魔な木々を伐採したりできるものは、どんどん進めて行ってほしいです。</p>	<p>①警察とも協議を行い、より安全なアクセスができるよう検討してまいります。</p> <p>②公園の設計において、売店などの設置についても検討してまいります。</p> <p>③今後、現地を確認の上検討してまいります。</p> <p>④市民の皆様の憩いの場であり、防災機能を備えた公園となりますので、いつ発生してもおかしくない災害に対応するため、市民の皆様の安心・安全につなげられるよう、丁寧な説明を心掛けながら、早期に公園の供用開始ができますよう取り組んでまいります。</p>

意見者	意見の内容	市の考え方
I 氏	<p>土地の用途変更により、当社の営業活動に支障をきたす恐れがあります。計画の見直しを強く要望します。地権者や地域住民の意見聴取や公正公平で民主的な話し合いが出来る場を設けて頂きたいと思いません。</p> <p>北部地区公園の都市計画案に強く反対致します。</p>	<p>公園については、都市公園法施行令において、市町村区域内に対して一人あたり 10 平方メートル以上が整備水準となっておりますが、令和 7 年 5 月 1 日現在、厚木市全体では一人あたり 9.42 平方メートル、依知地区においては、一人あたり 1.24 平方メートルと低い水準となっております。市民の憩い、安らぎの場及びレクリエーションの拠点として、依知地区に公園を整備する必要があります。また厚木市地域防災計画等において、市域北部には防災機能を備えた公園整備が必要と位置付けられています。</p> <p>計画地は、高台で洪水や液状化の危険性がなく、第一次緊急輸送道路である国道 129 号にも面していることから公園計画を進めてまいりました。</p> <p>災害時の物資供給・集積拠点として整備することで、依知地区はもちろんのこと厚木市全域の防災機能の更なる向上に努めてまいります。</p> <p>今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p>

意見者	意見の内容	市の考え方
J氏	<p>この度は、公園の意見書を提出する機会を与えてくださり、誠にありがとうございます。</p> <p>①「(仮称) 北部地区公園の都市計画素案」に関してですが、まだまだ地権者への情報発信が不足していること、実際には地権者・地域住民の理解と承諾が得られていないように感じる事、さらに都市計画決定により、法律の強制力が発生してしまうこと、また、公園に隣接する地域が、工業用地になる可能性があることから、防災機能を備えた広域避難場所をカバーする公園という理念と矛盾を生じてしまう可能性があること等を鑑み、都市計画決定は拙速すぎると思いますので、今回の「(仮称) 北部地区公園の都市計画素案」についての都市計画決定については、見直していただきますよう強くお願い申し上げます。私は、今回の都市計画決定について、反対致します。</p> <p>②今年4月23日の朝早くに、自宅に電話がかかり、市の方から「あなたは、意見書を書く資格が無いのでお知らせします。」と丁寧な説明を</p>	<p>①公園については、都市公園法施行令において、市町村区域内に対して一人あたり 10 平方メートル以上が整備水準となっておりますが、令和7年5月1日現在、厚木市全体では一人あたり 9.42 平方メートル、依知地区においては、一人あたり 1.24 平方メートルと低い水準となっております。市民の憩い、安らぎの場及びレクリエーションの拠点として、依知地区に公園を整備する必要があります。また厚木市地域防災計画等において、市域北部には防災機能を備えた公園整備が必要と位置付けられています。</p> <p>計画地は、高台で洪水や液状化の危険性がなく、第一次緊急輸送道路である国道 129 号にも面していることから公園計画を進めてまいりました。</p> <p>災害時の物資供給・集積拠点として整備することで、依知地区はもちろんのこと厚木市全域の防災機能の更なる向上に努めてまいります。今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。</p> <p>②意見書を提出できる方について、誤ったご案内を申し上げたことにつきまして、お詫び申し上げます。今後、このようなことがないよう</p>

<p>いただきました。その時点では、意見書を提出していたわけではなく、意見書についての問い合わせをしていたわけでもなかった為、その時に理由を伺ってはいたのですが、突然の電話で、朝忙しくしていたこともあり、条文を読み上げてくださったのですが、私が全く理解が出来ない状況でした。それなので、後日改めて問い合わせをしたところ、厚木市の住みよいまちづくり条例について、解釈を間違えていて、説明会の資料に誤りがあったと訂正のお電話と文書をいただくことになりました。</p> <p>今回本当に感謝しているのですが、過去からの過程でも、様々な行き違いが有るようなので、今回このように意見をお伝え出来る機会をいただきましたので、お知らせ申し上げます。</p> <p>③令和3年秋に山際北部地区(17ha)の地権者を対象に説明会が開催されました。その説明会で、厚木市とコンサルタント会社と準備委員会会長が、平成29年から令和3年6月まで会議を重ねた結果、土地区画整理事業で公園を作ることが出来ないことが分かったので、令和3年6月の準備委員会で、土地区画整理事業と公園事業を分けることにしたと説明されました。3つの案が駄目だった理由の説明を受けたのですが、私には全く理解が出来ませんでした。出席している地権者の方々も理解が出来ていないような感じで、3つ目の案と新しい案は</p>	<p>に十分留意してまいります。</p> <p>③当初、山際北部地区の準備委員会において土地区画整理事業で公園用地を創出する様々な案を検討した結果、実現性の高い案を見いだすことができなかったことから、土地区画整理事業と公園事業を分離する「新たな案」を検討する必要があると判断され、市に対して当該公園計画の検討要望があり、いつ発生してもおかしくない災害に対応するため、当該要望を受けたところでございます。</p>
---	---

<p>同じなのではないかとの質問が出ましたが、回答を聞いても全く理解出来ないという雰囲気でした。</p> <p>④私は、元々土地区画整理事業で公園を作るという計画も知りませんでした。平成21年から23年当時は、厚木市が10ヘクタール以上の防災公園を作るというお話だったと記憶しています。</p> <p>⑤平成25年に山際北部地区(17ha)の地権者を対象に公園に関するアンケートを厚木市が実施したのですが、このアンケートの集計方法が公正公平とは言えない内容で、そのアンケート結果には、地権者から回答方法が問題なのではないかというような指摘が書かれていたかと思います。</p> <p>⑥話は戻りますが、令和3年秋の説明会の会議録が、後日地権者に送付されたのですが、その会議録を拝見して大変驚きました。当日、市の職員の方が発言した内容が、私が発言した意見のように書かれていたり、私が間違った内容の発言をしたかのように記載されていたからです。間違っていたかのように書かれた私の発言内容は、確か平成30年当時だったと思うのですが、「タウンニュース」に書かれていた内容であ</p>	<p>④平成16年3月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに約10ヘクタールの(仮称)北部地区総合公園を位置付けましたが、平成22年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となったことから、公園の位置や規模を見直し、平成29年10月に改定した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の(仮称)北部地区公園として位置付けられています。</p> <p>⑤今回の意見書ではご指摘の箇所を特定することができませんが、当該意向調査は公正公平に行ったものと認識しております。</p> <p>⑥令和3年秋及び令和4年秋の説明会は山際北部地区の準備委員会が開催した説明会と存じますが、議事録作成に際しては、聴きました内容を要約、作成し、準備委員会で確認した上で地権者の皆様に送付し、情報共有を図ったものでございます。</p> <p>個別で回答をするような発言があったことにつきましては、個々の補償や換地について等の個別具体的な内容であったことから個別に説明させていただきたいと発言いたしました</p>
---	--

り、その当時職員の方々もその記事の内容を認めていました。それなので、その会議録を読んだ時は、本当に驚きました。さらに、同じ説明会で他の方がした質問の回答についても、当日は「それは個別で。」というような回答で、明確な回答をいただけなかったように記憶しているのですが、会議録には、説明会で説明されることがなかった重大な内容の回答が書かれていたことにも気が付き、大変驚きました。そして、これは山際北部地区の地権者だけでなく、山際地区の地権者の方々にもお知らせしなければならない内容なのではないのかと感じたのです。山際北部地区の地権者の方々も、果たして全員がこの会議録を読まれたのかどうかも大変気になり、不安が心に広がりました。それにもかかわらず、会長が発言した重要事項が記載されていないことにも不信感が募りました。

令和4年秋にも説明会があったので、このことについて質問をさせていただきました。説明会の内容と議事録に齟齬があるようなので、音声データと文字起こしをした議事録と両方送付して欲しいこと、また、こういう場合は何処に申し立てすれば良いですかともお伺いしたのですが、話を聞くぐらいはするが、対応はしない、音声データは送付出来ないとのことでした。

私としては、そんな発言をしていないのに、会議録で重要な部分に関する内容の発言をしたことになってしまっていることが、看過できな

た。

ご指摘いただきました議事録内容につきましては、引き続き齟齬の無いように努めてまいります。今回の意見書だけでは、訂正を要望されている部分の特定ができないため、ご意見等がございましたら準備委員会又は市に連絡をいただければと思います。

いので、是非とも訂正をしていただくか、発言をしていないことをきちんと明記していただきたくお願いをしたいとずっと思っていたのです。でも、どのようにしたら良いのかが全くわからず、長い間困惑していました。今回、このような機会をいただきましたので、お知らせさせていただきましたので、どうかよろしくお願い致します。

⑦令和5年秋と令和6年夏には、公園と公園の道路の地権者の説明会が開催されたと聞きました。私は、公園の地権者ではないので、この会議には出席していません。

令和6年8月に公園の住民向けの第1回説明会が開催されたのですが、これは人づてに開催を知り、出席させていただきました。

この説明会に出席したことで、公園の計画に平成25年当時携わっていたという元自治会長の方が、公園の広さが半分以下になり、計画も変わっているとの御意見を聞き、大変驚きました。他の自治会長の方々からも、川入側からの道路がないので、計画を見直して欲しいという要望が幾つもありましたし、地権者の方からも公園の計画の見直しや工業の土地区画整理事業との関連についての質問がありましたが、市から明確な回答はなかったように感じました。さらに、公園と商業と住宅の一体の開発と聞いていたという方もいらっしゃって、買い物難民化している地域があるので、その対策もお願いしていたと思いますの

⑦(仮称)北部地区公園から下川入方面へ向かう道路につきましては、厚木環状4号線として都市計画決定された都市計画道路があります。

都市計画道路については、「あつぎの道づくり計画」に基づき整備を進めておりますが、当該道路については整備を推進する路線等として位置付けがないため、現在のところ整備予定はありません。

今後の道づくり計画の見直しの際に、当該道路の整備について検討してまいります。

<p>で、公園についても、公園以外の土地利用についても、まだまだ混乱状態なのだと感じていましたので、令和7年4月に「(仮称)北部地区公園の都市計画の素案に関する説明会」が開催されたことに大変驚きました。</p> <p>⑧この説明会でも、地権者の方が計画について納得をされていないように感じました。土地に杭を打たれている地権者の方々も、今後の予定について認識をされていないように感じましたし、公園についても、緊急時に、人の避難場所になるのか、物資の搬入場所になるのかよく決まっていないように感じました。周辺の学校等に滞在型の避難場所は充分確保されているという説明がありましたので、炊き出しの対象者は誰になるのか、仮設住宅の建設場所の確保はあるのか等、様々な疑問点が噴出したように感じました。</p> <p>⑨まだまだ検討することや地権者・地域住民の理解や承認が必要なように強く感じたのですが、公園の資料を見ると、第53条による効力とか、第65条による効力との記載があり、説明会ではこのことについて特に説明は行われなかったように感じました。このような状況で、地権者の土地に対して強制力が発生</p>	<p>⑧今後の予定につきましては、令和8年度より用地買収を行っていき令和11年度から公園及び道路の整備に着手し令和15年度の開園を目指しております。</p> <p>また用地の交渉につきましては、個別に対応させていただきますが、災害時の利用を検討している公園のため、防災施設の整備予定地から用地の取得、整備を行っていくことを検討しております。</p> <p>本公園は災害時の物資供給・集積拠点として整備することで、依知地区はもちろんのこと厚木市全域の防災機能の更なる向上に努めてまいります。</p> <p>公園の詳細につきましては、皆様の意見を伺いながら設計を進め、また、説明会等を行わせていただく予定です。</p> <p>⑨市計画法第53条の説明については説明がございませんでした。お詫びし、詳述いたします。</p> <p>(仮称)北部地区公園の計画地については、市街化調整区域であるため、原則として建物の建築が制限される区域であり、開発許可の基準に適合した建物しか建築することができません。</p>
---	--

<p>する都市計画決定をするというのは、将来、深刻な問題が発生するのではないかと危惧しました。</p>	<p>この制限において、都市計画法第53条は、都市計画施設（公園など）の区域内における建築物の建築に一定の制限を設け、将来の事業の円滑な施行を確保することを目的としており、その区域内で建築物の建築をする場合は市長の許可を受けなければならないとされております。</p> <p>本市では、「厚木市都市計画法第53条許可取扱基準」を設置しており、階数が3階以下で、かつ、地階を有しないこと（地階における附属建築物の自動車車庫のための施設で、取扱基準で定める要件に該当するものについては、この限りではない。）や、主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であることとし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであることを許可基準としております。</p> <p>（仮称）北部地区公園の事業については、都市計画決定がされた後、事業認可を申請し、認可後に用地を取得していくこととなりますが、都市計画決定から事業認可までの期間が短いと予測されることや、第65条の規制は、第53条よりも厳しい規制となることから、第65条を中心に説明しました。</p> <p>なお、都市計画法第66条では、事業認可の告示後に、住民の財産に対する制限等について周知等を行うこととなっておりますので、制限等については、改めて説明いたします。今後におきましても、土地所有者の方のご理解を得られるよう、丁寧な</p>
---	--

<p>⑩それなので、令和5年秋と令和6年夏の公園と公園の道路の地権者の説明会の会議録を見せて欲しいと公園地権者の方にお問い合わせなのですが、令和5年秋と令和6年夏の会議録はまだ送付されてきていないとの返答だったので、このことにも大変驚きました。</p> <p>市は、地権者の了承を得ていると言っているようなのですが、当時会議に出席した地権者の方々は了承していないとのことですし、令和3年と令和4年に私が出席した説明会でも、地権者の了解を取るような話し合いは何もなかったと記憶しています。厚木市が厚木市の事業として公園を作るという説明が繰り返されていたかのように思います。</p> <p>ここで、私が心配したのは、地権者に会議録が送付されていないということは、説明会に出席していない公園の地権者の方々には公園に関する情報が届いていないのではないかということと、令和3年の会議録のように間違っただけの内容が記載されていることはないのかということです。</p> <p>⑪特に、今回神奈川県第8回線引き見直しの厚木市の計画書では、「北部に於いて、防災機能を備えた(仮称)北部地区公園を整備する」とありますが、地区が明記されていないことが気になりました。他の場所の記載かもしれませんが、「農地は、</p>	<p>説明を心掛けてまいります。</p> <p>⑩令和5年秋に開催しました地権者向け説明会については、ホームページで資料等の公開はしていませんでしたが、ご意見を受け、公開いたしました。</p> <p>令和6年夏に開催した地権者向け説明会では、ホームページで会議資料や質疑応答について公開していましたが、公開期間が終了し、閲覧できない状態であったため、再度公開いたしました。</p> <p>また、令和6年夏の説明会については、出席いただくことができなかった地権者の方に個別での訪問や郵送にて事業内容の説明をさせていただいております。</p> <p>⑪現在、神奈川県では第8回線引き見直しを行っており、厚木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、「広域避難場所でカバーしきれない北部において、防災機能を備えた(仮称)北部地区公園を整備する。」とされています。</p>
---	---

<p>保水・遊水機能の確保のために保全する。」「計画的な住宅地や産業地がつくる自然や周辺景観と調和した開発は、新しい里山景観と位置付け、保全・育成に努める。」との記載が有りました。現在の公園予定地の隣は、農地と住宅地ですが、もしも工業地となった場合は、保水・遊水機能の保全、景観の保全(公園の隣が工場、物流施設では景観の保全とは言えないのではないか。)とは矛盾してしまい、災害時に工業地帯のような危険な場所へ避難を促すことになり、かえって人々が危険にさらされるのではないかとの懸念が生じるのではないのでしょうか。</p> <p>⑫また、以前個人的に質問させていただいた時に、公園の土地の残地補償はしないと市の方から回答をいただきましたので、そのことも地権者が将来、混乱することはないのかということも大変心配になりました。</p>	<p>なお、厚木市都市計画マスタープランでは、「依知地域の東部拠点において、市北部地域の防災力を高めるとともに、地域住民の憩いのレクリエーションの場を確保するため、(仮称)北部地区公園の整備を進めます。」としています。</p> <p>また、厚木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、新市街地ゾーンとして、新たなまちづくりを検討する概ねの地域や土地利用の方向性等を位置付けており、山際地区及び山際北部地区においては、「高規格幹線道路等のインターチェンジに近接するとともに幹線道路に接続するなどの広域的な道路ネットワークの優位性をいかし、産業系の市街地を形成するため、農林漁業との調整を図りながら、必要な土地利用の検討を行っていく。」とされていますので、いただいたご意見は、県の所管部局に伝えます。</p> <p>なお、厚木市都市計画マスタープランでは、「関口・山際地区の市街化調整区域は、東部拠点として計画的な土地利用の誘導を図るとともに、都市的な土地利用への転換だけでなく、自然環境との調和・連携を図り、農地を含む自然的な土地利用の活用など、地域特性に応じた土地利用の検討を進めます。」としています。</p> <p>⑫用地の買収については、残地も含め個別にご相談させていただき対応を検討してまいります。</p>
--	--

	<p>た。</p> <p>このように、地権者への情報の不足と誤発信、地権者・地域住民の理解や合意の不足、計画についても不明確な部分が多いようですので、今回の「(仮称)北部地区公園の都市計画の素案」についての都市計画決定については、是非とも見直していただきますよう強くお願い申し上げます。地権者、地域住民に将来的に不利益が降りかかることがありませんように、くれぐれも慎重にご判断くださいますよう重ねてお願い申し上げます。</p> <p>この度は、ご配慮いただき、誠にありがとうございました。</p>	
--	--	--